

中期目標期間終了時の法人、業務を継続する必要性等の検討について

地方独立行政法人法では、設立団体の長は、中期目標期間の終了時までには、法人に業務を継続させる必要性や業務の全般にわたる検討をゼロベースで行い、必要に応じ、所要の措置を講じなければならないとされている。また、検討にあたっては評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

兵庫県立大学は、学部再編をはじめとする大学改革など中長期の取組に、県と協力しながら既に着手しており、法人評価委員会からもこの取組に対し推進する方向での意見をいただいている。また、今年度の業務実績評価においても、次期中期目標、計画の策定に向けた提言もいただいている。

については、引き続き法人に兵庫県立大学の運営を行わせることとし、法に定める「業務継続の必要性等の検討」及び「所要の措置」、「法人評価委員会への意見聴取」は、次期中期目標の策定をもって代えることとする。

【参考：地方独立行政法人法】

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第 79 条の 2 設立団体の長は、(評価委員会が公立大学法人について第 78 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該) 公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。